

子供の貧困対策に関する大綱・素案・第二次素案対比表

I 教育の支援

※ 母子家庭等自立支援推進計画と重複する項目はタイトルを斜体表記している

1 学校をプラットフォームとした総合的な支援

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
		(修正方針) ・実施主体（県、市町村等）により、取組の内容を整理した。 ・施策の実施内容を中心に要約した表現で表記した。	
(1) 学校教育による学力保障 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。 学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めていくため、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。	(1) 学校教育による学力保障 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数学級編制、少人数の習熟度別指導、複数教員による授業や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。 学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めていくため、研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。	(1) 学校教育による学力保障 ア 少人数の習熟度別指導、複数教員による授業や、放課後補習などにより、教職員等の指導体制の充実を図ります。 イ 現職教員を中心に、子どもに肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めるため、研修における関連講習、校内研修等を促進します。	
(2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。 一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。	(2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教育事務所・県立学校へのスクールソーシャルワーカーの段階的な配置の拡充を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。 一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。	(2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 ア 教育事務所及び県立学校へのスクールソーシャルワーカーの効果的な配置を図ります。 イ 市町村における小中学校へのスクールソーシャルワーカーの導入のため、情報提供や助言など必要な支援をします。 ウ 私立高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用の取組を支援します。 エ スクールソーシャルワーカーと生活保護ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などとの連携強化を図ります。 オ 市町村におけるスクールカウンセラーの配置を支援します。 カ スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や、訪問型家庭教育支援等を行う市町村や団体に対して、情報提供や助言など必要な支援をします。	第2回検討委員会意見に対応し、項目を追加 市町村への支援であることを明記
(3) 地域による学習支援 放課後子ども教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子どもに学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自自治体との連携を促進するなど、子どもの状況に配慮した支援の充実を図る。 学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。	(3) 地域による学習支援 放課後子ども教室や学校支援地域本部、土曜日の教育活動の支援等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子どもに学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自自治体との連携を促進するなど、子どもの状況に配慮した支援の充実を図る。 学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置について、国における検討状況を踏まえ、適切に対応する。	(3) 地域による学習支援 ア 市町村における放課後子ども教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等の取組を支援します。 イ 今後の国の制度を踏まえ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に、適切に対応します。	

(4) 高等学校等における就学継続のための支援	(4) 高等学校等における就学継続のための支援	(4) 高等学校等における就学継続のための支援	
<p>学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。</p> <p>高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。</p> <p>高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。</p> <p>学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。</p>	<p>学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。</p> <p>高等学校等を中途退学した者のうち就職を希望する者に対し、学校とハローワーク等の関係機関が連携し、就労を支援する。</p> <p>高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長2年間）、継続して高等学校等就学支援金相当額を支給する。</p> <p>学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。</p>	<p>ア 学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための取組を推進します。</p> <p>イ 高等学校等を中途退学した者のうち就職を希望する者に対し、学校とハローワーク等の関係機関が連携し、就労を支援します。</p> <p>ウ 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長2年間）、継続して高等学校等就学支援金相当額を支給します。</p> <p>エ 各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図ります。</p>	

2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。</p> <p>子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額について、特に低所得世帯の負担軽減を図る。</p> <p>幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進する。</p> <p>就学前の子どもを持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。</p>	<p>幼児教育の無償化について、国における検討状況を踏まえ、適切な対応を図る。</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担など、子育てに関する経済的負担の軽減に努める。</p> <p>幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進する。</p> <p>就学前の子どもを持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。</p>	<p>ア 今後の国の制度を踏まえ、幼児教育の無償化等に関する適切な情報提供に努めます。</p> <p>イ 幼稚園・保育所・認定こども園等における利用者負担の軽減に努めます。</p> <p>ウ 幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進します。</p> <p>エ 家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等を行う市町村や団体に対し、情報提供や助言など必要な支援をします。</p>	

3 就学支援の充実

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>(1) 義務教育段階の就学支援の充実</p> <p>学校教育法第19条の規定に基づき、就学援助を実施する。</p> <p>義務教育段階における子どもの貧困対策として、研修会の実施による子どもの貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。</p>	<p>(1) 義務教育段階の就学支援の充実</p> <p>経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うよう市町村に働きかけるとともに、県立中学校において就学援助を実施する。</p> <p>義務教育段階における子どもの貧困対策として、研修会の実施による子どもの貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。</p>	<p>(1) 義務教育段階の就学支援の充実</p> <p>ア 経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し就学援助を行うよう市町村に働きかけるとともに、県立中学校において就学援助を実施します。</p> <p>イ 子どもの貧困問題に関する教職員の理解推進のための研修会を開催します。</p> <p>ウ 家庭における学習支援を推進します。</p> <p>エ 市町村における小中学校へのスクールソーシャルワーカーの導入のため、情報提供や助言など必要な支援をします。（再掲I-1-(2)オ）</p>	

<p>(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減</p> <p>授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、これまでの実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。</p> <p>私立高等学校等が行う授業料減免等への補助に引き続き取り組む。</p>	<p>(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減</p> <p>授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対して奨学のための給付金を給付するほか、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、対象となる生徒に高等学校等就学支援金を支給する。</p> <p>生活福祉資金「教育支援資金」や母子寡婦福祉資金の貸付などにより、低所得世帯の生徒の修学を支援する。</p> <p>私立高等学校等が行う授業料減免等への補助に引き続き取り組む。</p>	<p>(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減</p> <p>ア 低所得世帯の生徒の保護者等に対し奨学のための給付金を給付するほか、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、対象となる生徒に高等学校等就学支援金を支給します。</p> <p>イ 生活福祉資金の教育支援資金や母子父子寡婦福祉資金の修学資金等の貸付を行います。</p> <p>ウ 県立高等学校の授業料等の減免により、生徒の修学を支援します。</p> <p>エ 私立高等学校等が行う授業料減免等への補助を行います。</p> <p>オ （公財）青森県育英奨学会による奨学金貸与事業の適切な運用を図ります。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>
<p>(3) 特別支援教育に関する対する支援の充実</p> <p>特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。</p>	<p>(3) 特別支援教育に関する支援の充実</p> <p>特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。</p>	<p>(3) 特別支援教育に関する支援の充実</p> <p>障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給します。</p>	

4 大学進学等に対する教育機会の提供

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実</p> <p>意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。</p>	<p>(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実</p> <p>意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の適切な運用を図るとともに、生活福祉資金（教育支援資金）や母子父子寡婦福祉資金貸付による支援を行う。</p>	<p>(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実</p> <p>ア （公財）青森県育英奨学会による奨学金貸与事業の適切な運用を図ります。（再掲：I-3-(2)オ）</p> <p>イ 生活福祉資金の教育支援資金や母子父子寡婦福祉資金貸付の修学資金等の貸付を行います。（再掲：I-3-(2)ウ）</p> <p>ウ 児童養護施設に入所している子ども等の大学等への進学を促進します。</p>	
<p>(2) 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援</p> <p>意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。</p>	<p>(2) 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援</p> <p>意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。</p>	<p>(2) 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援</p> <p>ア 青森県立保健大学や青森県営農大学の授業料減免により、学生の修学を支援します。</p> <p>イ 医師修学資金、看護師等修学資金の貸付により、学生の修学を支援します。</p>	<p>県立営農大学校を追加</p>

5 生活困窮世帯等への学習支援

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援事業を実施する。</p> <p>児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子どもの心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。</p> <p>放課後補習や、放課後子ども教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子どもの状況に配慮した支援の充実を図る（再掲 I-1-(3)）</p> <p>高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。</p>	<p>生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援事業を実施する。</p> <p>児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援を推進するとともに、大学等への進学を推進するための支援の充実を図る。</p> <p>放課後補習や、放課後子ども教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動の支援等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子どもの状況に配慮した支援の充実を図る。（再掲 I-1-(3)）</p> <p>高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実を図る。</p>	<p>ア 生活困窮世帯の子ども及び児童養護施設に入所している子ども等に対する学習支援を実施します。</p> <p>イ 市町村における放課後子ども教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等の取組を支援します。（再掲 I-1-(3)ア）</p> <p>ウ 生活困窮者世帯の子どもが安心して就職や進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実を図ります。</p>	<p>記載内容を整理し 1項目に集約</p>

6 その他の教育支援

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>(3) 子どもの食事・栄養状態の確保</p> <p>生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。</p> <p>学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。</p>	<p>(1) 子どもの食事・栄養状態の確保</p> <p>生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。</p> <p>学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。</p>	<p>(1) 子どもの食事・栄養状態の確保</p> <p>ア 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を実施します。</p> <p>イ 学校給食の普及・充実及び食育の推進を図ります。</p>	
<p>(4) 多様な体験活動の機会の提供</p> <p>児童養護施設等の子どもを対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供する。</p>	<p>(2) 多様な体験活動の機会の提供</p> <p>ひとり親家庭等の子どもを対象に、学習意欲の喚起や生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供する。</p>	<p>(2) 多様な体験活動の機会の提供</p> <p>児童養護施設等の子どもを対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供します。</p>	
	<p>(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実</p> <p>ひとりで子育てと生計の維持を担うひとり親家庭の親に対する相談体制の充実を図る。</p>	<p>(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実</p> <p>ひとり親家庭に対し、福祉事務所において母子・父子自立支援員による相談対応の充実を図ります。</p>	

II 生活の支援

1 保護者の生活支援

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>(1) 保護者の自立支援</p> <p>複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。</p>	<p>(1) 保護者の自立支援</p> <p>複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。</p>	<p>(1) 保護者の自立支援</p> <p>ア 生活困窮者に対し、自立支援のための包括的な支援を行います。</p> <p>イ 家計に課題のある生活困窮者に対する家計相談支援に努めます。</p>	

<p>子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。</p> <p>一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。</p>	<p>子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、生活支援や就業支援の充実を図る。</p> <p>ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、支援制度のより一層の周知に取り組む。</p> <p>家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。</p> <p>家庭での育児や子どもの世話などに悩みを持つひとり親家庭に対し、生活相談を実施し支援する。</p>	<p>ウ ひとり親家庭に対し、福祉事務所において母子・父子自立支援員による相談対応、自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に対する支援を行います。</p> <p>エ ひとり親家庭等に対し支援施策に関する広報、情報提供を行います。</p> <p>オ 家事援助、保育等のサービスが必要となったひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣します。</p> <p>カ 生活習慣や生活意欲、価値意識に課題を抱えるひとり親家庭の地域生活を支援します。</p>	
<p>(2) 保育等の確保</p> <p>就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、保育所の整備等の取組を推進する。</p> <p>「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進する。</p>	<p>(2) 保育等の確保</p> <p>就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、保育所及び認定こども園による保育の提供体制の確保を図る。</p> <p>「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進する。</p>	<p>(2) 保育等の確保</p> <p>ア 市町村が実施する次の事業等を支援します。 ・ひとり親家庭の児童が、保育所等を優先的に利用できるような取扱い ・延長保育や休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり等多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の実施</p> <p>イ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村における一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するとともに、放課後児童クラブをひとり親家庭の児童が優先的に利用できるような取組を支援します。</p>	<p>市町村への支援であることを明記し、新制度における地域子ども・子育て支援事業として整理</p>
<p>(3) 保護者の健康確保</p> <p>家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。また、福祉事務所においても、市町村保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。</p> <p>全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。</p> <p>乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。</p>	<p>(3) 保護者の健康確保</p> <p>ひとり親家庭の親の健康保持のため、医療費の助成を行います。</p> <p>全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。</p> <p>乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。</p>	<p>(3) 保護者の健康確保</p> <p>ア ひとり親家庭の親及び子どもの健康保持のため、医療費の助成を継続します。</p> <p>イ 生活習慣や生活意欲、価値意識に課題を抱えるひとり親家庭の地域生活を支援します。（再掲：Ⅱ-1-(1)カ）</p> <p>ウ 市町村における乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問の実施により、子育てに関する不安や負担の軽減を図るため、情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握、養育についての相談、助言等について支援します。</p> <p>エ 乳児家庭全戸訪問等により、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、保護者が身体的にも精神的にも安定した生活を送り、その養育が適切に行われるよう、市町村における養育に関する相談、指導、助言等の取組を支援します。</p>	<p>市町村への支援であることを明記</p>

(4) 母子生活支援施設等の活用 専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。	(4) 母子生活支援施設等の活用 専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。	(4) 母子生活支援施設等の活用 生活習慣や生活意欲、価値意識に課題を抱えるひとり親家庭の地域生活を支援します。(再掲Ⅱ-1-(1)カ)	
---	---	---	--

2 子どもの生活支援

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>(1) 児童養護施設等の退所児童等の支援</p> <p>自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。</p> <p>児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。</p>	<p>(1) 児童養護施設等の退所児童等の支援</p> <p>児童養護施設等における自立支援に当たっては、将来の人生設計を見据え、就業・就学はもとより、健康の保持や家庭を持つという視点も含め、支援を行う。</p> <p>親子関係の再構築に向けて、児童相談所と施設との一層の連携を図るとともに、家庭支援専門相談員の役割の強化、児童家庭支援センターの更なる活用を進める。</p> <p>児童養護施設等を退所する子どもが地域生活を送るために必要な支援体制を整備するとともに、自立生活能力がないまま施設を退所することにならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用する。</p> <p>児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業など法的支援を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。</p> <p>児童養護施設等を退所した子どもが離職、中途退学に陥らないよう、アフターケアを推進するとともに、退所後の生活や就労などを支援する自立援助ホームの設置促進に向けた取組を進める。</p>	<p>(1) 児童養護施設等の退所児童等の支援</p> <p>ア 児童養護施設等において、退所した子どもの相談その他の自立のための援助を行い、アフターケアの推進を図ります。その際、児童自立生活援助事業者、児童相談所、児童家庭支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携して援助等を行います。</p> <p>イ 児童養護施設等を退所する子どもが地域生活を送るために必要な支援体制を整備するとともに、自立生活能力がないまま施設を退所することにならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用します。</p> <p>ウ 児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借に際し、身元保証人を確保する取組を行います。</p>	
<p>(2) 食育の推進に関する支援</p> <p>「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。</p> <p>保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援する。</p> <p>保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていく。</p> <p>児童養護施設等においては、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。</p>	<p>(2) 食育の推進に関する支援</p> <p>「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。</p> <p>保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援する。</p> <p>保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていく。</p> <p>児童養護施設等においては、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。</p> <p>次代を担う子どもが、生涯を通して心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、食に関するさまざまな知識や、食について考える習慣などを身につける活動を進める。</p>	<p>(2) 食育の推進に関する支援</p> <p>ア 乳幼児健康診査等における栄養指導等の機会を活用した市町村における食育の推進を支援します。</p> <p>イ 児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、子どもに必要な栄養量が確保できるよう、食事の提供や栄養管理について必要な指導等を行います。</p> <p>ウ 家庭や地域、福祉、教育分野等と連携し、保育所等における食育の推進を支援します。</p> <p>エ 子どもが心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、食に関するさまざまな知識や、食について考える習慣などを身につける活動を進めます。</p>	<p>市町村への支援であることを明記</p> <p>イに集約</p>

<p>(3)ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援</p> <p>生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子どもの対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。</p> <p>就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。（再掲Ⅱ-1-(2)）</p> <p>「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進する（再掲）。（再掲Ⅱ-1-(2)）</p>	<p>(3)ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援</p> <p>生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子どもの対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。</p> <p>就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、保育所及び認定こども園による保育の提供体制の確保を図る。（再掲：Ⅱ-1-(2)）</p> <p>「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進する。（再掲Ⅱ-1-(2)）</p>	<p>(3)ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援</p> <p>ア 生活困窮世帯の子どもの対象に、居場所づくりを含む学習支援に取り組みます。</p> <p>イ 市町村が実施する次の事業等を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の児童が、保育所等を優先的に利用できるような取扱い ・延長保育や休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり等多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の実施（再掲Ⅱ-1-(2)ア） <p>ウ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村における一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するとともに、放課後児童クラブをひとり親家庭の児童が優先的に利用できるような取組を支援します。（再掲Ⅱ-1-(2)イ）</p>	<p>市町村への支援であることを明記</p> <p>市町村への支援であることを明記</p>
---	--	--	---

3 子どもの就労支援

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>(1)ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。</p> <p>自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する（再掲）。（再掲Ⅱ-2-(1)）</p>	<p>(1)ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。</p> <p>児童養護施設等を退所した子どもの離職、中途退学を防止するよう、アフターケアを推進するとともに、退所後の生活や就労などを支援する自立援助ホームの設置促進に向けた取組を進める。（再掲Ⅱ-2-(1)）</p>	<p>(1)ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援</p> <p>ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業によりひとり親家庭の子どもの就労を支援します。</p> <p>イ 児童養護施設等において、退所した子どもの相談その他の自立のための援助を行い、アフターケアの推進を図ります。その際、児童自立生活援助事業者、児童相談所、児童家庭支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携して援助等を行います。（再掲：Ⅱ-2-(1)ア）</p>	
<p>(2)親の支援のない子ども等への就労支援</p> <p>新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。</p> <p>児童養護施設等の入所児童等の親からの支援が受けにくい子どもの就職を支援する。</p>	<p>(2)親の支援のない子ども等への就労支援</p> <p>ジョブカフェあおもりとハローワーク等が連携し、若年者の総合的な就職支援を行う。</p> <p>児童養護施設等の入所児童等の親からの支援が受けにくい子どもの就職を支援する。</p> <p>施設入所児童等に対する職業指導や職場開拓、職場体験等を促進するとともに、就業に当たって必要な条件となる自動車運転免許を取得する機会を提供する。</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、子どもの学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。</p>	<p>(2)親の支援のない子ども等への就労支援</p> <p>ア ジョブカフェあおもりとハローワーク等が連携し、若年者の正規雇用に向けた就職支援を行います。</p> <p>イ 児童養護施設等において、退所を控えた子どもに対し、講習会・職場体験実習・職場訪問見学等、生活技能等を習得するための支援や自動車運転免許取得に係る費用又は大学等への進学準備に要する費用の助成を行います。</p>	<p>記載内容を整理し1項目に集約</p> <p>ひとり親家庭の子に対する支援であることから、(1)アで対応</p>

<p>(3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援</p> <p>ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。</p>	<p>(3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援</p> <p>ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びジョブカフェあおもりにおける就職支援を行う。</p>	<p>(3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援</p> <p>学校、ジョブカフェあおもり、ハローワーク等が連携し、就職を希望する定時制高校に通う生徒に対し、個々の状況に応じた支援を行います。</p>	
<p>(4) 高校中退者等への就労支援</p> <p>ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。</p> <p>特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。</p>	<p>(4) 高校中退者等への就労支援</p> <p>ジョブカフェあおもり・ハローワーク・若者サポートステーションと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。</p> <p>特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。</p>	<p>(4) 高校中退者等への就労支援</p> <p>ジョブカフェあおもり、ハローワーク、地域若者サポートステーションと学校等が連携し、就職を希望する高校中退者等に対して個々の状況に応じた支援を行います。</p>	<p>記載内容を整理し1項目に集約（「高校中退者等」として一</p>

4 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>(1) 関係機関の連携</p> <p>進学や就労による自立を目指す生活困窮世帯の子どもたちを支援するため、自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して支援する。</p>	<p>(1) 関係機関の連携</p> <p>進学や就労による自立を目指す生活困窮世帯の子どもたちを支援するため、自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して支援する。</p> <p>ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者やその家族への支援のため、関係機関による連携、民間支援団体の育成等により、地域に根差した支援体制の充実を図る。</p>	<p>(1) 関係機関の連携</p> <p>ア 自立相談支援機関と児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者及び教育委員会等が連携して、進学や就労による自立を目指す生活困窮世帯の子どもたちを支援します。</p> <p>イ ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者やその家族への支援のため、関係機関による連携、民間支援団体の育成等により、地域に根差した支援体制の充実を図ります。</p>	

5 支援する人員の確保等

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化</p> <p>児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。</p>	<p>(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化</p> <p>里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進する。</p> <p>児童相談所において、子どもの援助方針を検討するに当たっては、引き続き「里親委託優先の原則」によることを徹底する。</p> <p>家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員の配置を促進するとともに、基幹的職員の養成など施設職員の専門性の向上を図るための研修を実施する。</p> <p>児童相談所の職員や市町村要保護児童対策地域協議会の構成員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化に取り組む。</p>	<p>(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化</p> <p>ア 里親及び小規模住居型児童養育事業の拡充と児童養護施設等の小規模化、地域分散化を進めます。</p> <p>イ 児童養護施設等への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員の配置を促進します。また、職員の専門性向上のための研修を実施します。</p> <p>ウ 児童相談所における「里親委託優先の原則」を徹底します。</p> <p>エ 児童相談所職員等の専門性を強化のための研修を実施します。</p>	

<p>(2) 相談職員の資質向上</p> <p>ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。</p> <p>生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成する。(健康福祉政策課)</p> <p>児童思春期における心の問題に対応できる専門家(医師、看護師、精神保健福祉士等)を養成するため思春期精神保健対策研修を行う。</p>	<p>(2) 相談職員の資質向上</p> <p>ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。</p> <p>生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的な研修を行う。</p> <p>児童思春期における心の問題に対応できる専門家(医師、看護師、精神保健福祉士等)を養成するため思春期精神保健対策研修を行う。</p> <p>(3) 関係民間団体の支援</p> <p>ひとり親家庭に対する養育費相談や情報提供を実施する民間団体に対し、情報提供を行う。</p>	<p>(2) 相談職員の資質向上</p> <p>ア 母子・父子自立支援員、生活保護ケースワーカー、就労支援員及び生活困窮者自立支援制度における相談員に対する研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援し職員の資質の向上を図ります。</p> <p>イ 児童思春期における心の問題に対応できる専門家(医師、看護師、精神保健福祉士等)を養成するための研修を行い相談対応の充実を図ります。</p>	<p>記載内容を整理し1項目に集約</p> <p>計画第1章に記載(第2回検討委員会意見反映)</p>
--	---	---	---

6 その他の生活支援

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>(1) 妊娠期からの切れ目ない支援等</p> <p>家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。福祉事務所においても、市町村保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。</p>	<p>(1) 妊娠期からの切れ目ない支援等</p> <p>家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。</p>	<p>(1) 妊娠期からの切れ目ない支援等</p> <p>ア 市町村における、妊産婦等のニーズに応じた妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを支援します。</p> <p>イ 市町村における乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問の実施により、子育てに関する不安や負担の軽減を図るため、情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握、養育についての相談、助言等について支援します。(再掲：Ⅱ-1-(3)ウ)</p> <p>ウ 乳児家庭全戸訪問等により、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、保護者が身体的にも精神的にも安定した生活を送り、その養育が適切に行われるよう、市町村における養育に関する相談、指導、助言等の取組を支援します。(再掲：Ⅱ-1-(3)エ)</p>	
<p>(2) 住宅支援</p> <p>母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施し、子育て世帯等の居住の安定を支援していく。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。</p>	<p>(2) 住宅支援</p> <p>母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談等を実施し、子育て世帯等の居住の安定を支援していく。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。</p>	<p>(2) 住宅支援</p> <p>ア 母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を推進します。</p> <p>イ 青森県居住支援協議会が行う子育て世帯等の入居受け入れに関する民間賃貸住宅の情報提供及び住居に関する相談等の取組を支援します。</p> <p>ウ 母子父子福祉寡婦資金貸付金等の住宅資金や転宅資金の貸付けを通じてひとり親家庭等への住宅支援を推進します。</p> <p>エ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。</p>	

Ⅲ 保護者に対する就労の支援

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
<p>(1) 親の就労支援</p> <p>子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。（再掲Ⅱ-1-1）</p> <p>児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。</p> <p>高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。</p> <p>母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。</p> <p>生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。</p> <p>生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。</p>	<p>(1) 親の就労支援</p> <p>子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、生活支援や就業支援の充実を図る。（再掲Ⅱ-1-1）</p> <p>児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定すること</p> <p>高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。</p> <p>職業訓練や国の各種雇用関係助成金（トライアル雇用奨励金等）の活用による就業支援を行う。</p> <p>生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。</p> <p>生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。</p>	<p>(1) 親の就労支援</p> <p>ア 児童扶養手当受給者等の個々の家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな支援を行います。</p> <p>イ ひとり親家庭の親等の就業相談に応じ適切な助言や支援を行うとともに、地域の企業等に対し求人開拓を行うなどの就業促進活動を実施します。</p> <p>ウ ひとり親家庭の親等の職業能力開発に資するセミナーや就業支援講習会を開催します。</p> <p>エ ひとり親家庭の親等の希望する雇用条件を登録し、希望に応じた求人情報を提供する就業支援バンクを設置し、就業情報を提供します。</p> <p>オ ひとり親家庭の親等が介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格取得をする場合、高等職業訓練促進給付金等事業等による就業の支援を行います。</p> <p>カ ひとり親家庭の親等の技能取得の支援とその間の生活保障のため、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金及び生活資金の貸し付けを行います。</p> <p>キ 職業訓練や国の各種雇用関係助成金（トライアル雇用奨励金等）の活用による就業支援を行います。</p> <p>ク 生活困窮者や生活保護受給者に対する就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援を行います。また、生活保護受給者に対し、就労活動促進費や就労自立給付金を支給します。</p>	<p>記載内容を整理し 1項目に集約</p>
<p>(2) 親の学び直しの支援</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。</p> <p>生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。</p>	<p>(2) 親の学び直しの支援</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。</p> <p>生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。</p>	<p>(2) 親の学び直しの支援</p> <p>ア 自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、ひとり親家庭の親の学び直しの視点も踏まえた就業支援を実施します。</p> <p>イ 生活保護受給中のひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給します。</p>	
<p>(3) 就労機会の確保</p> <p>ひとり親家庭の親が子どもを育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。</p> <p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。</p>	<p>(3) 就労機会の確保</p> <p>ひとり親家庭の親が子どもを育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。</p> <p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。</p>	<p>(3) 就労機会の確保</p> <p>ア ひとり親家庭の親に対し、個々のニーズに適合した在宅就業などの多様な働き方を支援します。</p> <p>イ 地域の企業等に対して、ひとり親家庭の親等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、就業の促進に向けた協力要請を推進します。</p>	

		ウ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、国の施策に準じ、予算の適正な使用に留意し、母子父子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めます。	
		(4) 保育等の確保	
		ア 市町村が実施する次の事業等を支援します。 ・ひとり親家庭の児童が、保育所等を優先的に利用できるような取扱い ・延長保育や休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり等多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の実施（再掲Ⅱ-1-(2)ア） イ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村における一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するとともに、放課後児童クラブをひとり親家庭の児童が優先的に利用できるような取組を支援します。（再掲Ⅱ-1-(2)イ）	保護者の就労の支援には、保育の確保が必要であることから、再掲で追加

IV 経済的支援

子供の貧困対策に関する大綱	素案	第二次素案	変更理由等
(1) 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し	(1) 児童扶養手当等による子育て世帯に対する経済的支援 児童扶養手当制度等の適切な運用により、ひとり親世帯に対する経済的支援を行う。 児童手当制度の適切な運用により、子育て世帯への経済的支援を行う。	(1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付 ひとり親家庭の親に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付事務を実施します。	
(2) ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討 ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査等の実施を検討する。	(2) ひとり親家庭の支援施策についての調査研究 ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査等を実施する。	(2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援 児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進し、ひとり親家庭の親に対する適切な自立支援を推進します。	
(3) 母子父子寡婦福祉資金等の父子家庭への拡大 母子父子寡婦福祉資金について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付け事務の円滑な履行に努める。	(3) 母子父子寡婦福祉資金 母子父子寡婦福祉資金によるひとり親世帯の自立に向けた経済的支援を行う。	(3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付 ひとり親家庭等に対して、積極的に母子父子寡婦福祉資金制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適切な貸付事務を実施します。	
(4) 教育扶助費の支給方法 生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。	(4) 教育扶助 生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。	(4) 教育扶助 生活保護における教育扶助については、義務教育に伴う必要な費用について、学校の長に対して直接支払う仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。	
(5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。 生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。	(5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。 生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費、学習塾に要する経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。	(5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援 ア 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給します。 イ 生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費については、収入として認定しない取扱いとします。	
(6) 養育費の確保に関する支援 母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。	(6) 養育費の確保に関する支援 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおける法律相談を実施する。	(6) 養育費の確保に関する支援 ア 養育費の支払いや取り決めに関する広報・啓発活動を推進します。	

		イ 弁護士による離婚前も含めた法律相談を実施します。	
		ウ 相談体制を充実させるために、母子・父子自立支援員等に対し、養育費の取得手続き等養育費に関する事項や関係機関・民間団体等との連携に関する研修を実施します。	
	(7) 経済的負担の緩和		
	家庭の経済状態にかかわらず、必要な時に医療機関を受診できるよう、小児医療費等に対する支援を行う。		Ⅱ-1- (1) に移動